

令和4年第1回総会

山武市農業委員会会議録

令和4年1月5日 開会

令和4年1月5日 閉会

令和4年第1回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年1月5日（水）午後3時30分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫
議 事 議案
(1) 農地法第3条の規定による許可申請について
(2) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
(3) 農業振興地域整備計画（令和3年度第2回目）の変更に伴う意見について
(4) 令和3年度第10次農用地利用集積計画（案）の決定について
(5) 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定における借受者移転計画（案）の決定について
(6) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

出席委員（17名）

欠席委員（0名）

出席農地利用最適化推進委員（19名）

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

出席事務局職員（4名）

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまから令和4年第1回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長から御挨拶をいただきます。
雲地会長、よろしく願いいたします。

会長 あいさつ

事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の総会の日程を説明いたします。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について

日程第6 議案第3号 農業振興地域整備計画（令和3年度第2回目）の変更に伴う意見について

日程第7 議案第4号 令和3年度第10次農用地利用集積計画（案）の決定について

日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定における借受者移転計画（案）の決定について

日程第9 議案第6号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

令和4年1月5日 山武市農業委員会 会長 雲 地 康 夫

事務局長 日程につきましては以上でございます。

早速、会議に入ってくださいますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされております。

以後の会議の進行は雲地会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより令和4年第1回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は全員です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立いたしました。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長 異議なしとの声がありました。御異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号3番佐藤委員、議席番号6番齊藤委員の両委員を指名します。

◎報告

議長 日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局からの報告を求めます。

事務局 今回の農地法第18条第6項の規定による通知は7件です。その内、利用権の解約が4件、機構法の解約が3件になります。

全て、双方の合意による解約になります。

以上です。

議長 事務局からの報告が終わりました。

◎議案第1号

議長 引き続き、議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

この議題に関しては、一部、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この案件に関しては、一部、一括審議とします。

事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第1号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの概要説明が終わりました。

引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員から補足説明等を求めます。

議案第1号、申請番号1について、地区担当推進委員の布施委員から説明を求めます。

布施推進委員

地区担当推進委員の布施です。

1号議案の番号1について説明させていただきます。

この申請は、売買による所有権移転です。譲渡人は、地元に住んでおらず管理が難しいということでした。

譲受人は、以前から譲渡人に頼まれ耕作しており、今回、取得ということになりました。この畑において、ネギを耕作する予定だそうです。

何ら問題はないと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員から補足説明等を求めます。

小山委員

議席番号2番、小山です。

ただいま布施推進委員が申し上げましたとおり、何ら問題はありません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。
議案第1号、申請番号1について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。
議案第1号、申請番号2について、地区担当推進委員の廣口委員から説明を求めます。

廣口推進委員 地区担当推進委員の廣口です。
第1号議案、第2号について御説明申し上げます。
本件は、売買による所有権移転であります。
譲渡人は、高齢のため、農業経営を縮小し、処分したいということです。
譲受人は、譲渡人の相談を受け、売買となりました。
地元としては何ら問題がないと思われまます。
よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
引き続き、当該地域の農業委員、議席番号15番鈴木委員から補足説明等を求めます。

鈴木委員 議席番号15番、鈴木です。
ただいま廣口推進委員がおっしゃったとおり、今までは譲受人が譲渡人の田んぼ等を作付しておりましたので、何ら地元としては問題ございません。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしく御審議願います。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号2について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号3について、地区担当推進委員の伊藤委員からの説明を求めます。

伊藤推進委員 地区担当推進委員の伊藤です。

議案第1号、番号3について説明します。

この事案は、贈与による所有権移転であります。

この土地なんですが、以前に5条で申請があり却下になったところになります。

畑は叔母が使用していたんですが、作らなくなりまして、今回、譲受人は、以前、譲渡人の田を耕作していて信用ができるということで贈与で譲るということになった、経緯のようでした。地元としては全く問題ありません。

よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号13番藤田委員から補足説明等を求めます。

藤田委員 議席番号13番、藤田です。

ただいま伊藤推進委員の説明のとおりでございまして、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号3について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号4について、地区担当推進委員の加藤委員から説明を求めます。

加藤推進委員 地区担当推進委員の加藤でございます。

この件につきましては、親から子への贈与の所有権移転でございますので、別に地元としては何も問題ありません。

よろしく申し上げます。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号11番古谷委員から補足説明等を求めます。

古谷委員 議席番号11番、古谷です。

今、加藤推進委員から説明があったとおりです。権利者については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号4について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号5、申請番号6については、関連する案件ですので、一括して、地区担当推進委員の布施委員から説明を求めます。

布施推進委員

地区担当推進委員の布施です。

第1号議案の番号5と6について説明させていただきます。

この申請は、使用貸借権の設定です。

譲渡人が法人化に伴い無償で貸し出すということでした。

全ての田においてきちんと管理されており、何ら問題がないと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、申請番号5、申請番号6について、一括して、当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員から補足説明等を求めます。

小山委員

議席番号2番、小山です。

ただいま布施推進委員が申し上げましたとおりでございます。何ら問題はございません。

権利者については、農地所有適格法人以外の法人であります。農地法第3条第3項各号に適合するため、許可要件の全てを満たしております。

よろしく願いをいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終

りました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号5、申請番号6について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

◎議案第2号

議長

日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

議案第2号、申請番号1から申請番号11に関しては、関連があるため、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この案件に関しては、一括審議とします。

事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第2号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

地区担当推進委員の石橋委員からの説明を求めます。

石橋推進委員

地区担当推進委員の石橋です。

議案第2の番号1から番号11について説明します。

本日、現地確認してまいりました。

この申請は、2024年度、令和6年度に開通を予定している松尾横芝インターから大栄インターまでの圏央道接続に際し

て、現在の松尾横芝インターの出口の1 kmほど手前の高架橋を先行して4車線化する為の工事を行うのに必要な資材置場等として農地を11組の所有者からお借りし、一時転用をする予定です。

既に周辺住民の方々への周知及び説明済みであり、地元としても何ら問題はないと思われます。

説明は以上です。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の鈴木委員からの報告を求めます。

鈴木委員

議席番号17番、鈴木でございます。

この案件は、一時的な利用であることから、農地法第5条第2項及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われます。

よろしくお願ひします。

議長

事務局からの概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませぬか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第2号、申請番号1から申請番号11について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可相当として意見を付すことに決定します。

◎議案第3号

議長

日程第6、議案第3号、農業振興地域整備計画（令和3年度第2回目）の変更に伴う意見についてを議題とします。

最初に、重要変更分の案件番号1を議題とします。
事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第3号、重要変更分案件番号1について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
次に、地区担当推進委員の堀越委員からの説明を求めます。

堀越推進委員 地区担当推進委員、堀越です。
本日、この件、現地を確認してまいりました。
目的といたしまして、申請地の隣にある施設は井戸なんです
が、その井戸で天然ガスとかん水の生産を2基で行っております。
その内1本が、現状、砂が混じるようになってしま
いまして、約2年前から停止した状態です。
しかしながら、生産量の確保や安定供給という面から見て
も代替の井戸が必要ということで申請をいたしました。
場所的には住宅街からは離れており、既存施設の隣という
こともありますので、地元といたしましては何ら問題はござ
いません。
以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の鈴木委員からの報告を求めます。

鈴木委員 議席番号17番、鈴木でございます。
この案件は、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影
響等において問題ないと思われます。
農業振興地域整備計画変更後、農地法第5条第2項各号に
該当しないため、転用の許可見込みはあると思われます。
よろしく申し上げます。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査
員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決します。
本件について、許可見込みありとして意見を付すことに御
異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可見込みありとして意
見を付すことに決定します。

次に、重要変更分の案件番号2を議題とします。

事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局

議案第3号、重要変更分案件番号2について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長

事務局の概要説明が終わりました。

次に、地区担当推進委員の石橋委員からの説明を求めます。

石橋推進委員

地区担当推進委員の石橋です。

議案第3号の番号2について説明します。

本日、現地を確認してまいりました。

申請地の四方は、全て畑ですが、以前より耕作されていま
せん。一部果樹園になっておりまして、柿が栽培されていま
す。

計画では、再利用可能な金属資源の保管場所として利用す
ることになっております。

計画に当たって、申請地の調査、土地改良区の役員さん、
住民向けの説明会は開いておりますが、1回のみで、事業開
始に当たっての明確な同意形成がされておられません。

問題点は2点挙げられます。

1点は、雨水、産廃水もそのまま敷地土地改良区域に流出
し、周辺農地に悪影響を及ぼすと思われ、それに対する保障
もありません。

2点目は、申請地の隣接地に産業廃棄物と思われる残土で
埋立てがされているため、市や県から撤去するよう指導され
ていること。

以上の2点を解決することが先決で、地区の皆様の十分な

理解を得ることが望まれます。
説明は以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の小山委員からの報告を求めます。

小山委員 議席番号2番、小山です。
先ほど、現地調査をしてまいりました。
ただいま石橋推進委員が申し上げましたとおり、申請地の隣接において事業を開始する事業者を周辺住民や関係機関との事業に対する合意形成が不十分でありまして、転用許可の見込みは難しいと判断いたします。
御審議のほど、お願いします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決します。
ただいま報告がありましたが、地元の地区関係団体等への説明どおりの対応がなされていないようであり、本件については、許可见込みなしとして意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可见込みなしとして意見を付すことに決定します。
次に、軽微変更分の案件番号1を議題とします。
事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第3号、軽微変更分案件番号1
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
次に、地区担当推進委員の齋藤委員からの説明を求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。

議案第3号、1番について説明いたします。

本日、現地確認してまいりました。

現在の建物や駐車場は、そのほとんどが借地を使っていますので、申請地を買い上げて新たに施設を建てることとなります。

4階建ての建物ですが、周りの農地に対しては日照や風当たり等、できるだけ影響が出ないようにということで予定されております。

既に地元や利害関係者向けの説明会は2回行っており、事業内容等に対しては一定の理解を得ているとのことですので、地元としては何ら問題はないかと思われるので、よろしくお願ひします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の小山委員からの報告を求めます。

小山委員

議席番号2番、小山です。

ただいま齋藤推進委員が申し上げましたとおりで、何ら問題はありません。

この土地は農業振興地域整備計画変更後、農地法第5条第2項、ただし書きに該当するため、転用の許可見込みはあると思われまふ。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長

事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決します。

本件について、許可見込みありとして意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願ひします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可見込みありとして意見を付すことに決定します。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、令和3年度第10次農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。

この議案に関しては、一部、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

（異議なし）

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部、一括審議とします。

事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について、説明する。
（別紙議案のとおり）

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

（異議なし）

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

所有権移転個人明細番号1から4及び利用権設定等個人明細番号1から15までを一括して採決します。

本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

次に、利用権設定等個人明細の番号16を採決しますが、この案件は議席番号14番今関委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、今関委員の退室を求めます。

(今関委員退室)

議長

それでは、利用権設定等個人明細の番号16について、採決します。

本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

今関委員の入室を許します。

(今関委員入室)

◎議案第5号

議長

日程第8、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定における借受者移転計画（案）の決定についてを議題とします。

この議案に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局

議案第5号について、説明する。

(別紙議案のとおり)

議長

事務局からの議案の説明が終わりました。

質疑を許します。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方

は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第6号

議長 日程第9、議案第6号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。
事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第6号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
引き続き、番号ごとに隣接地区推進委員並びに地区担当推進委員からの説明を求めます。
最初に、番号1について、担当地区推進委員の齋藤委員からの説明を求めます。

齋藤推進委員 地区担当推進委員の齋藤です。
議案第6号、1番について申し上げます。
県認定であります。
今まで4人で水稻経営を行ってきております。GPS田植機を導入し、さらに効率のいい経営を目指しております。また、フレコンを導入したので、作業の効率化も図りたいとのことです。
よろしく申し上げます。

議長 次に、番号2について、地区担当推進委員の川村委員からの説明を求めます。

川村推進委員 地区担当推進委員の川村です。
番号2について説明いたします。
更新でございます。

母、子の2人で露地野菜と水稻の複合経営をしております。水稻につきましても、雑草対策を徹底し、収穫の向上を図るとのことでございます。

初夏どりねぎの生育・収穫をし、所得向上を図るとのことでございます。

多少、肥培管理が悪いところもある方ではございます。頑張っている方なので、よろしく願いいたします。

議長

次に、番号3について、地区担当推進委員の佐瀬委員からの説明を求めます。

佐瀬推進委員

申請地区担当推進委員の佐瀬です。

番号3について説明いたします。

新規です。

主要作物は、ネギ、トマトということです。

これまで、妻と常時雇用2人の4人で経営を行ってきました。ネギは山武地域では少数派なんですけれども、その他の地域に負けない高品質なものを栽培、出荷されています。

今後はさらに結束機などを導入して省力化、大規模化を目指していくそうです。

よろしく願いいたします。

議長

次に、番号4について、地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員

地区担当推進委員の小川です。

番号4について説明いたします。

県認定です。

これまで、本人と常時雇用の2人で少量多品目の栽培で複合経営を行ってまいりましたが、全て産直での販売ということで出荷調整時に非常に時間が取られるため、今後は出荷調整労力の少ないバンタムの作付面積を拡大していきたいということでございます。

頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

議長

次に、番号5について、地区担当推進委員の川島委員から

の説明を求めます。

川島推進委員

地区担当推進委員、川島です。

番号5について説明いたします。

畜産と水稲、露地野菜の複合経営を今まで行ってきたということですが。

畜産のほうを廃業したことで、水稲と露地野菜の経営面積を拡大させ、収益を上げていくということです。

よろしくお願いいたします。

議長

次に、番号6について、隣接地区推進委員の加藤委員からの説明を求めます。

加藤推進委員

隣接地区推進委員の加藤でございます。

大和芋と大根で経営を立てております。

本人も一生懸命やっているのです、よろしくお願いいたします。

議長

次に、番号7、番号8について、地区担当推進委員の石橋委員からの説明を求めます。

石橋推進委員

地区担当推進委員の石橋です。

議案第6号の番号7について説明します。

この申請は、申請人の耕作地が広域でもあるため、県認定の申請です。

この方は、御家族3人で露地野菜を中心とした複合経営です。秋冬人参は、最新の収穫機を導入し、作付面積の拡大を図るとともに、緑肥を作付し、品質向上、収穫量の増加を目指すそうです。

次に、番号8について説明します。

この申請は、県認定の申請です。

この方は、現在、神奈川県厚木市でキクラゲの栽培、加工、販売までの一貫経営をしています。

当地区での生産開始は2年後を予定しており、生産開始の際には、地元の障害をお持ちの方とかを含め13名の雇用を予定しているとのことですが。

栽培方法等ですが、温室内で温度、湿度の管理の下、一度

に菌床で25,000ケース、1ケース当たり1.5kgの収穫量で、kg単価が2,500円にもなるそうです。90日で収穫できるとのことです。

番号7、8の説明は以上です。

議長 次に、番号9について、地区担当推進委員の椎名委員からの説明を求めます。

椎名推進委員 地区担当推進委員の椎名です。
9番について御説明いたします。
今回は県の認定ということで、主に行っているのが道路、公園等の周りに植える植木の苗を育てて、そこに持って行って自分で植えるという、そういう植木屋さんというよりもそちらのほうがメインでやっているそうです。
今後も家族を中心にして、水稻とその植樹について頑張っていくとのことですので、よろしく願いいたします。

議長 隣接地区推進委員並びに地区担当推進委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。
議案第7号、番号1から番号9について採決します。本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

◎その他

議長 以上で、本日予定した議案の審議は全て終了しました。
その他の件について、皆様から何か御意見等ございますか。

◎閉 会

議長

なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。

次回の総会は、2月4日金曜日、車庫棟2階第6会議室を予定していますので、御参集をお願いします。御苦労さまでございました。